

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年3月18日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	（仮称）ヤオコー福生牛浜店
2 店舗所在地	福生市牛浜43番1 ほか
3 設置者名	株式会社ヤオコー
4 設置者住所	埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1
5 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ヤオコーほか未定
6 新設をする日	令和7年11月12日
7 店舗面積の合計	2,516 ㎡
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 108台
9 駐輪場の位置及び収容台数	敷地西側 174台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 163㎡
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 18.65㎡
12 小売業を行う者の開店時刻	午前8時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後10時45分
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時45分から午後11時まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所 敷地北側ほか
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時までほか
17 届出日	令和7年3月11日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和7年3月18日から令和7年7月18日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年3月18日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	東京汐留ビルディング
2	店舗所在地	港区東新橋一丁目9番1号
3	設置者名	住友不動産株式会社ほか2名
4	設置者住所	新宿区西新宿二丁目4番1号ほか
5	変更を行った設置者名	住友不動産株式会社ほか1名
6	変更前の設置者名	森トラスト総合リート投資法人
7	変更後の設置者名	森トラストリート投資法人
8	変更前の設置者住所	港区赤坂二丁目11番7号（森トラスト総合リート投資法人）
9	変更後の設置者住所	港区虎ノ門四丁目3番1号（森トラストリート投資法人）
10	変更前の設置者の代表者名	小野寺 研一（住友不動産株式会社）ほか
11	変更後の設置者の代表者名	仁島 浩順（住友不動産株式会社）ほか
12	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ユー花園ほか6名
13	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか3名
14	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマート
15	変更前の小売業者の住所	豊島区東池袋四丁目26番10号
16	変更後の小売業者の住所	港区芝浦三丁目1番21号
17	変更前の小売業者の代表者名	上田 準二
18	変更後の小売業者の代表者名	細見 研介
19	変更日	令和7年3月1日ほか
20	届出日	令和7年2月28日
21	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）

22 縦覧期間	令和 7 年 3 月 1 8 日から令和 7 年 7 月 1 8 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
23 縦覧時間	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。
1 店舗名	イトーヨーカドー大森店
2 店舗所在地	大田区大森北二丁目13番1号
3 設置者名	株式会社イトーヨーカ堂
4 設置者住所	千代田区二番町8番地8
5 変更を行った設置者名	株式会社イトーヨーカ堂
6 変更前の設置者の代表者名	三枝 富博
7 変更後の設置者の代表者名	山本 哲也
8 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか 1 1 名
9 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか 1 6 名
10 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか 3 名
11 変更前の小売業者の代表者名	三枝 富博（株式会社イトーヨーカ堂）ほか
12 変更後の小売業者の代表者名	山本 哲也（株式会社イトーヨーカ堂）ほか
13 変更日	令和 6 年 1 1 月 1 4 日ほか
14 届出日	令和7年3月11日
15 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）
16 縦覧期間	令和 7 年 3 月 1 8 日から令和 7 年 7 月 1 8 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
17 縦覧時間	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。